

65歳以上の方へ介護保険料の決定額を7月中旬に通知します

平成30年度の介護保険料額が決定しましたので、年金天引または口座振替で納付する方へは、介護保険料額決定通知書を、納付書払いの方へは、介護保険料納入通知書を7月中旬に送付します。

70歳以上の方で、この通知を東京都シルバーパスの購入時に所得確認資料として使用する予定の方は、紛失しないようご注意ください。
問合せ 高齢支援課管理係 ☎042・497・2079

見直されました

◆基準額

平成30年度から介護保険料の基準額が、年額68,200円から69,900円へ引き上げられました。高齢化の進展及び地域区分の引き上げなどにより介護給付費が増加していることが要因です。市では介護予防に力を入れ、介護給付費の伸びを抑えるとともに、準備基金を取り崩して65歳以上の方の介護保険料に充当し、保険料の上昇を緩和できるよう努めています。

◆算定方法

平成30年度から、介護保険料の算定において租税特別措置法に規定する長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を差し引いた額を用います。加えて、右表の第1段階から第5段階までの算定においては、合計所得金額から年金収入に係る所得金額を差し引いた額を用います。

平成30～32年度65歳以上の方の所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	年額
第1段階	世帯全員が市民税非課税 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	27,900円
第2段階	世帯に市民税課税者ありだが、本人は非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	43,300円
第3段階	第1・第2段階に非該当	51,000円
第4段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が右記のとおり 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	58,700円
第5段階	第4段階に非該当	69,900円(基準額)
第6段階	120万円未満	79,000円
第7段階	120万円以上200万円未満	89,500円
第8段階	200万円以上300万円未満	99,300円
第9段階	300万円以上400万円未満	108,400円
第10段階	400万円以上500万円未満	118,900円
第11段階	500万円以上600万円未満	125,900円
第12段階	600万円以上700万円未満	137,000円
第13段階	700万円以上800万円未満	145,400円
第14段階	800万円以上900万円未満	156,600円
第15段階	900万円以上1,000万円未満	165,700円
第16段階	1,000万円以上2,000万円未満	179,000円
第17段階	2,000万円以上3,000万円未満	190,900円
第18段階	3,000万円以上	202,800円

介護保険料の滞納と減免申請の時期にご注意ください

◆介護保険料を滞納すると…

滞納している本人が介護保険のサービスを利用した際に給付制限を受けることがあります。1年以上滞納すると、利用したサービス費用をいったん全額自己負担し、保険給付分は市に払い戻しを申請する必要があります。1年6か月以上滞納すると、保険給付費の一部または全部が差し止められ、滞納保険料額が差し引かれます。2年以上滞納すると、保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担割合が引き上げられ、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

◆減免の申請はお早めに

所得段階が第2・第3段階(右表参照)で、世帯の収入額や預貯金額が基準以下であるなどの要件に該当した方は介護保険料が減免されます。**申請方法** 高齢支援課にある申請書に必要事項を記入し、直近3か月の収入が分かるもの・預貯金の額が確認できる全ての通帳・家賃支払額を確認できるものを添えて高齢支援課へ(今年度4月に遡って減免を受ける場合の申請期限は7月31日まで)

ご利用ください！ 便利な口座振替

納付書で納めている方はぜひ口座振替をご利用ください(年金天引対象者の口座振替は不可)。介護保険料納入通知書の裏表紙に印刷されている口座振替依頼書を高齢支援課へ提出するか、市内金融機関窓口にて備え付けの用紙で直接お申込みください。振替開始には、約2か月かかります。

浸水害と土砂災害に備えましょう

今年も、台風の接近に伴う大雨による浸水害・土砂災害の発生が懸念されます。いざという時に備え、対策を確認しましょう。問合せ 防災防犯課防災係 ☎042・497・1847

「避難に関する情報」が出たら

台風などの大雨により、市内に浸水害や土砂災害が発生する恐れがある場合、「避難に関する情報」を公表することがあります。

◆「避難に関する情報」は3段階

「避難に関する情報」は、下表のとおりです。「避難に関する情報」が市から発表された場合、皆さん(特に柳瀬川・空堀川の周辺にお住まいの方)は避難の必要性を判断し、必要に応じて避難行動を開始してください。

情報名	皆さんに求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	災害による被害が予想され、高齢の方など、避難に時間を要する人は避難を開始する必要があります。
避難勧告	災害による被害が予想され、居住者に立ち退きを勧め促します。
避難指示(緊急)	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、「避難勧告」よりも緊急度が高くなります。

CHECK! 避難する時、家にとどまる時の注意点

【避難する時】

- ◆隣や近所の人と声を掛け合い、一緒に避難するようにする
- ◆安全で動きやすい服装にする(ヘルメットの着用や、水が溜まりにくく、脱げにくい靴など)
- ◆やむを得ず冠水箇所を通る場合は、杖や長い棒で道路にマンホールや側溝、石などがいないかを確認しながら(道路を叩きながら)歩く
- ◆万が一、水や土砂などが流れてきた場合は、その水や土砂の流れと直角の方向に逃げる

【家にとどまる時】

- ◆自宅の2階以上の階や安全な場所に移動する
- ◆河川から水があふれ、浸水の恐れがある場合は、水囊(45ℓ程度の大きさのビニール袋を2枚重ね合わせ、そのなかに水を入れて閉じる)を玄関やマンションの入り口に積み上げる
- ◆助けを求める必要が出た時のために、「目立つ色のタオル」や、居場所を伝えるための「ホイッスル」などを準備しておく。その他、備蓄食糧や医薬品も準備しておく

「避難に関する情報」=防災行政無線などで伝達します。詳しい伝達方法については市ホームページ(トップページ→「安全・安心」→「防災情報」→「避難に関する情報について」)をご覧ください。

雨量などの確認に東京都の河川水位情報をご利用ください

東京都では、都内に設置している雨量計、河川水位計の観測情報及び河川監視カメラの映像(5分単位の静止画)をインターネットでリアルタイムに情報提供しています。雨量計、河川水位計の観測情報は、建設局ホームページの「降

雨・河川水位情報」からご覧になれます。
パソコン・スマートフォン = <http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp>
携帯電話 = <http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/k>

ご確認ください! ブロック塀の安全点検チェックポイント

チェックポイント

- 外観 = ひび割れ、傾きがないか
- 鉄筋 = 塀の中に直径9ミリの鉄筋が、縦横とも80センチ間隔以下で配筋されているかなど(専門家へ相談)
- 厚さ = 10センチ以上(塀の高さが2.2メートル以下の場合)か
- 高さ = 地盤から2.2メートル以下であるか
- 控え壁(塀の高さが1.2メートル超の場合) = 塀の長さ3.4メートル以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突き出した控え壁があるか
- 根入れ(コンクリートの基礎) = 深さ30センチ以上か(専門家へ相談)

大阪府北部を震源とする地震でのブロック塀の倒壊被害を受け、国土交通省は一般の建築物のブロック塀の安全点検のチェックポイントを左記のとおり、まとめました。所有する建築物の確認にご協力ください。

1つでも不適合がある場合には通行人への注意表示をし、撤去または補修をお願いします。また、分からないことがあれば、専門家へご相談ください。
※詳しくは東京都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。
問合せ 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 ☎042・464・0020

夏の事故を防ぎましょう

もうすぐ楽しい夏休みがやってきます。花火や海水浴などの水遊びをする時は、次のことに注意しましょう。

- ◆花火 = 人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊ばない・必ず水の入ったバケツを用意し、花火の残り火を完全に消す・子どもだけでは遊ばない
- ◆水遊び = 保護者やおとなが付き添い子どもから目を離さない・飲酒後や体調不良時には遊泳を行わない・気象状況に注意し、荒天時や天候不良が予測される場合は、遊泳や川岸などでのレジャーは中止する・ライフジャケットを着用するなど、事故の未然防止に努める

問合せ 清瀬消防署 ☎042・491・0119